

自治基本条例に関するアンケート調査結果

自治基本条例の規定内容等を検討するに当たり、市民の皆さんの意見を収集するため、タウンミーティング 2011 の参加者等を対象にアンケート調査を実施しました。
調査結果は次のとおりです。

1 調査概要

次の3つの手法により調査を行いました。

- (1) タウンミーティング 2011（全3回）の参加者に対し調査票を配付し回答を依頼
開催日：平成23年11月19日（土）、同月21日（月）、同月27日（日）
- (2) 市政モニター100人に対し、書面、インターネットを通じて回答を依頼
調査期間：平成23年11月25日（金）～12月9日（金）
- (3) ホームページにおいて調査票を公開し、姫路市民を対象に実施
実施期間：平成23年12月1日（木）～平成24年1月31日（火）

2 回答者について

- (1) アンケート区分別内訳（人）

区分	回答者数
タウンミーティング 2011 参加者	130
市政モニター	97
ホームページ	31
合計	258

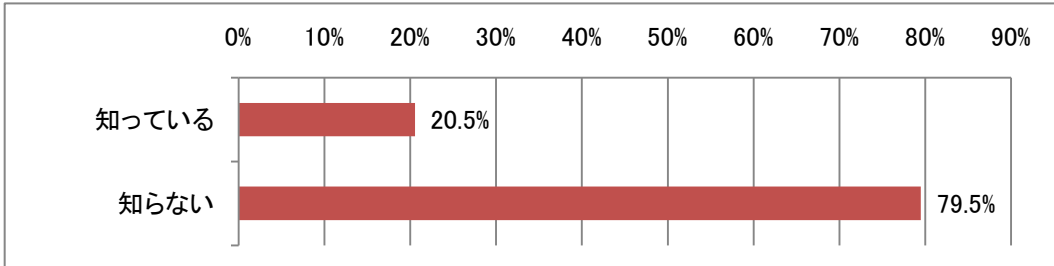
- (2) 年齢別内訳（人）

年代	男性	女性	不明	総計
10代	2	2	0	4
20代	6	6	0	12
30代	27	9	0	36
40代	19	10	0	29
50代	14	15	0	29
60代	41	36	0	77
70代	47	9	0	56
80代	7	3	1	11
不明	2	0	2	4
総計	165	90	3	258

3 設問回答結果

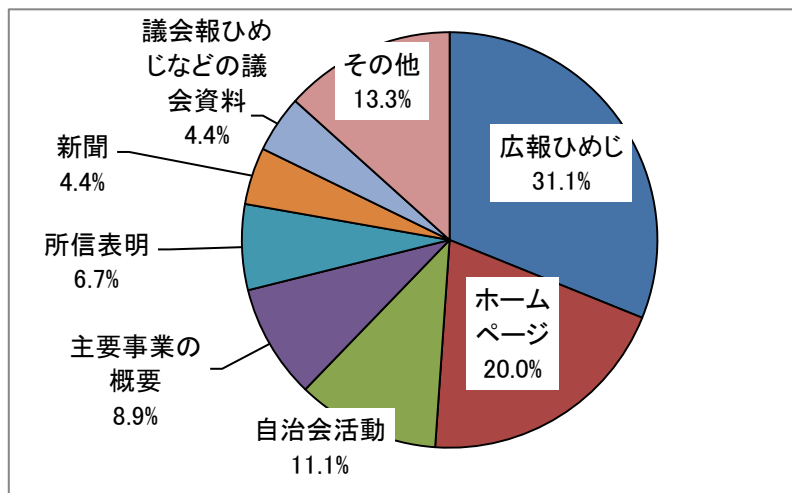
問1 本市の自治基本条例の制定に向けた取り組みについて (単数回答)

選択肢	件数
知っている	53
知らない	205
計	258



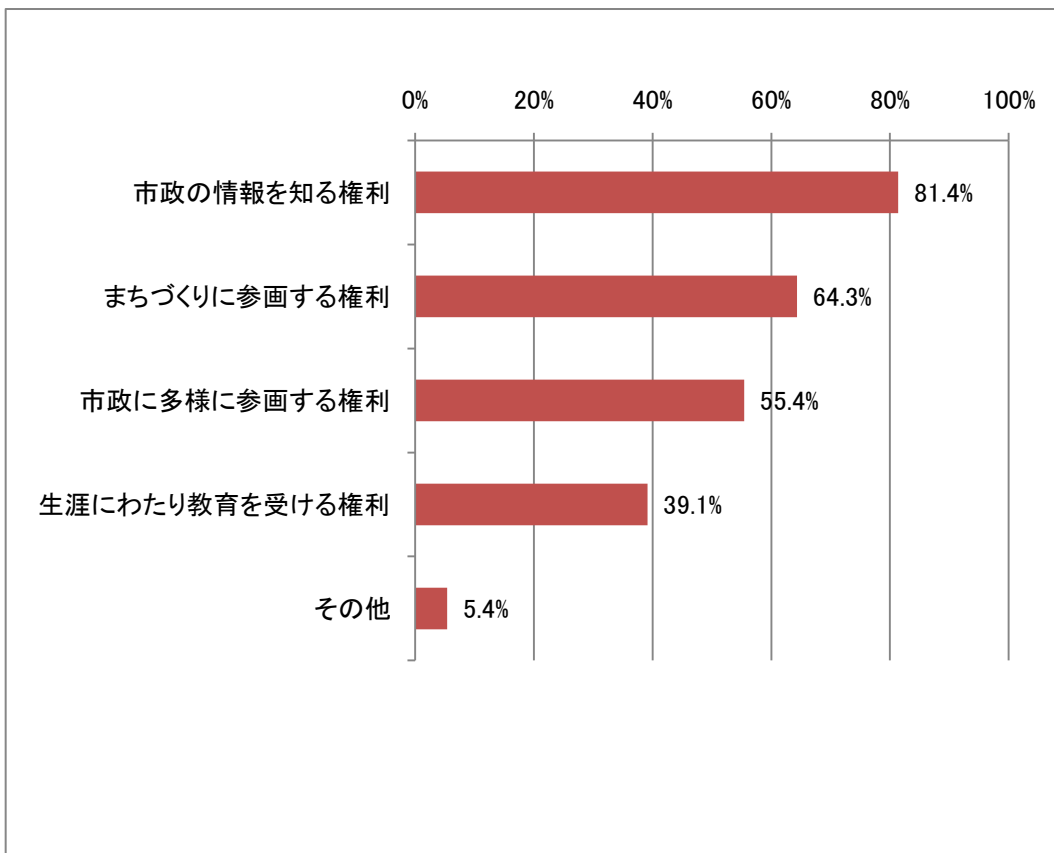
「知っている」と回答された方について、どこで知りましたか。(複数回答) ※未回答者あり

情報源	件数	内訳
広報ひめじ	14	31.1%
ホームページ	9	20.0%
自治会活動	5	11.1%
主要事業の概要	4	8.9%
所信表明	3	6.7%
新聞	2	4.4%
議会報ひめじなどの議会資料	2	4.4%
その他	6	13.3%
計	45	100%



問2 市民の権利として、どんなことを規定する必要があると思いますか。(複数回答)

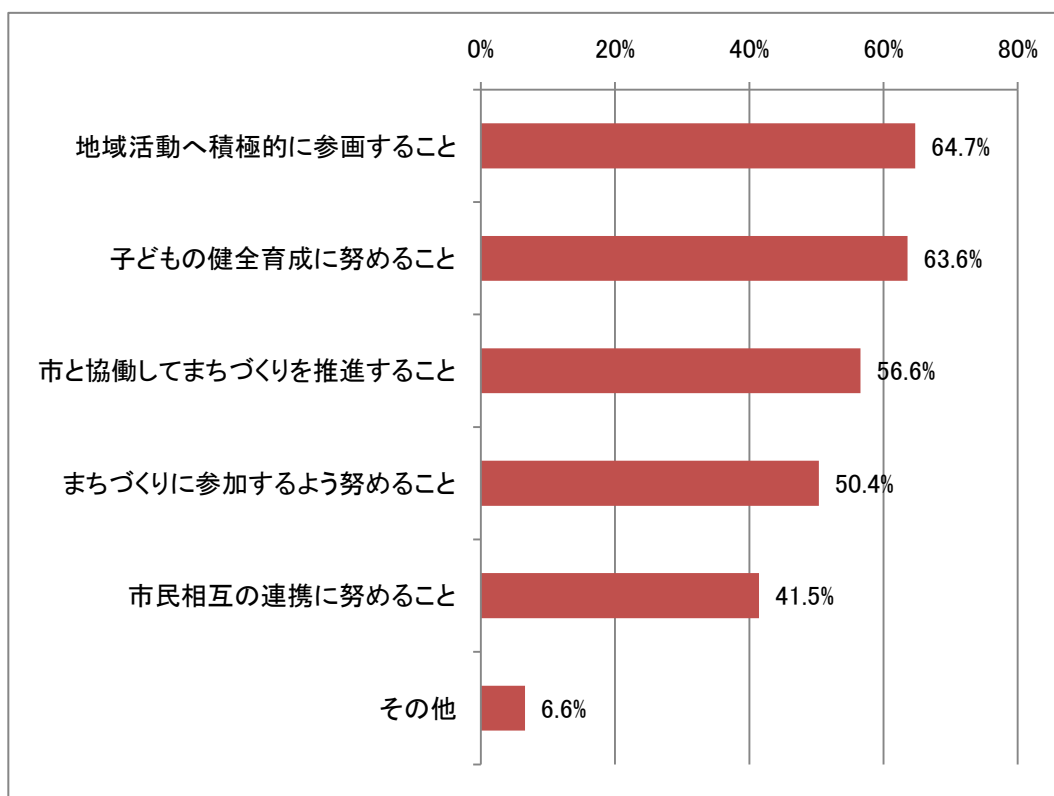
選択肢	件数
市政の情報を知る権利	210
まちづくりに参画する権利	166
市政に多様に参画する権利	143
生涯にわたり教育を受ける権利	101
その他	14
計	634



問3 市民の義務として、どんなことを規定する必要があると思いますか。(複数回答)

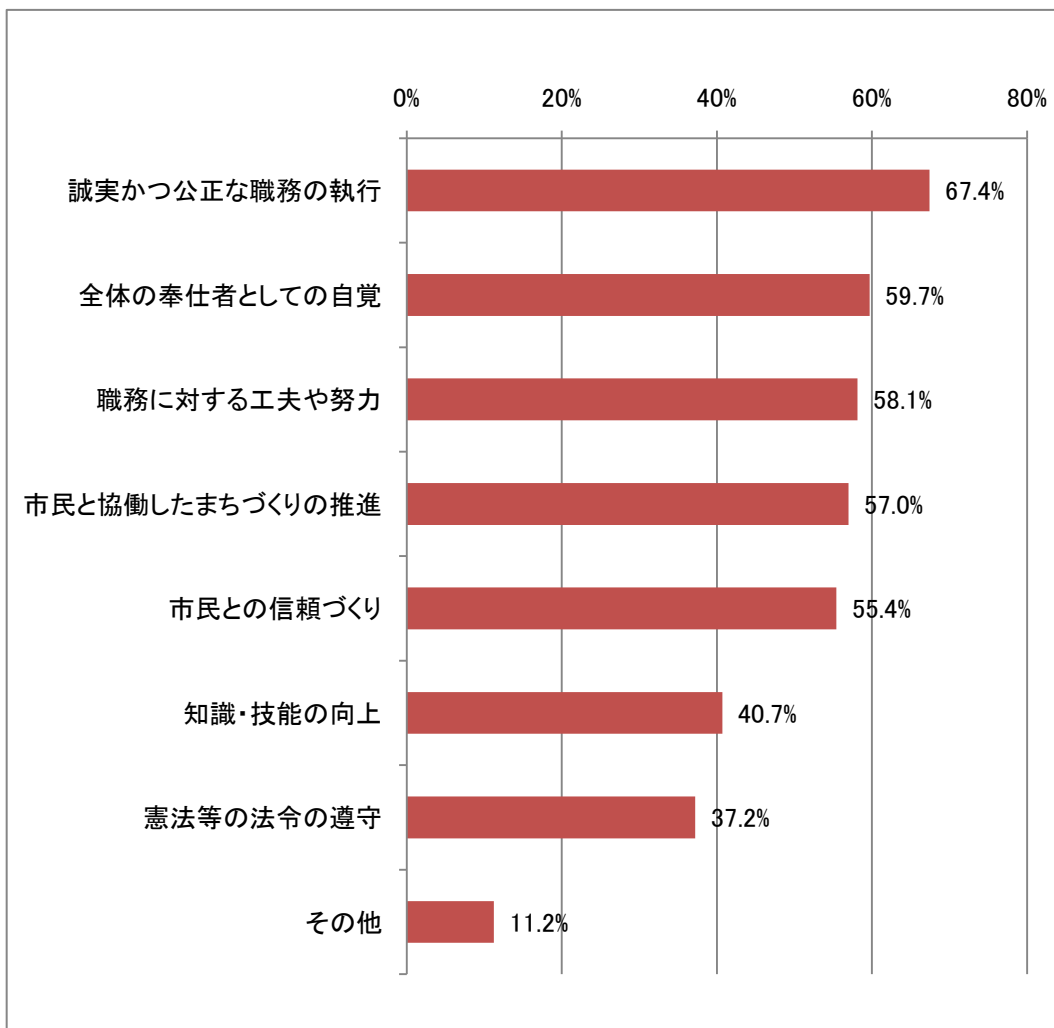
※ 国民の三大義務（勤労・納税・子どもに教育を受けさせる義務）は除いています。

選択肢	件数
地域活動へ積極的に参画すること	167
子どもの健全育成に努めること	164
市と協働してまちづくりを推進すること	146
まちづくりに参加するよう努めること	130
市民相互の連携に努めること	107
その他	17
計	731



問4 市長・職員の責務として、どんなことを規定する必要があると思いますか。(複数回答)

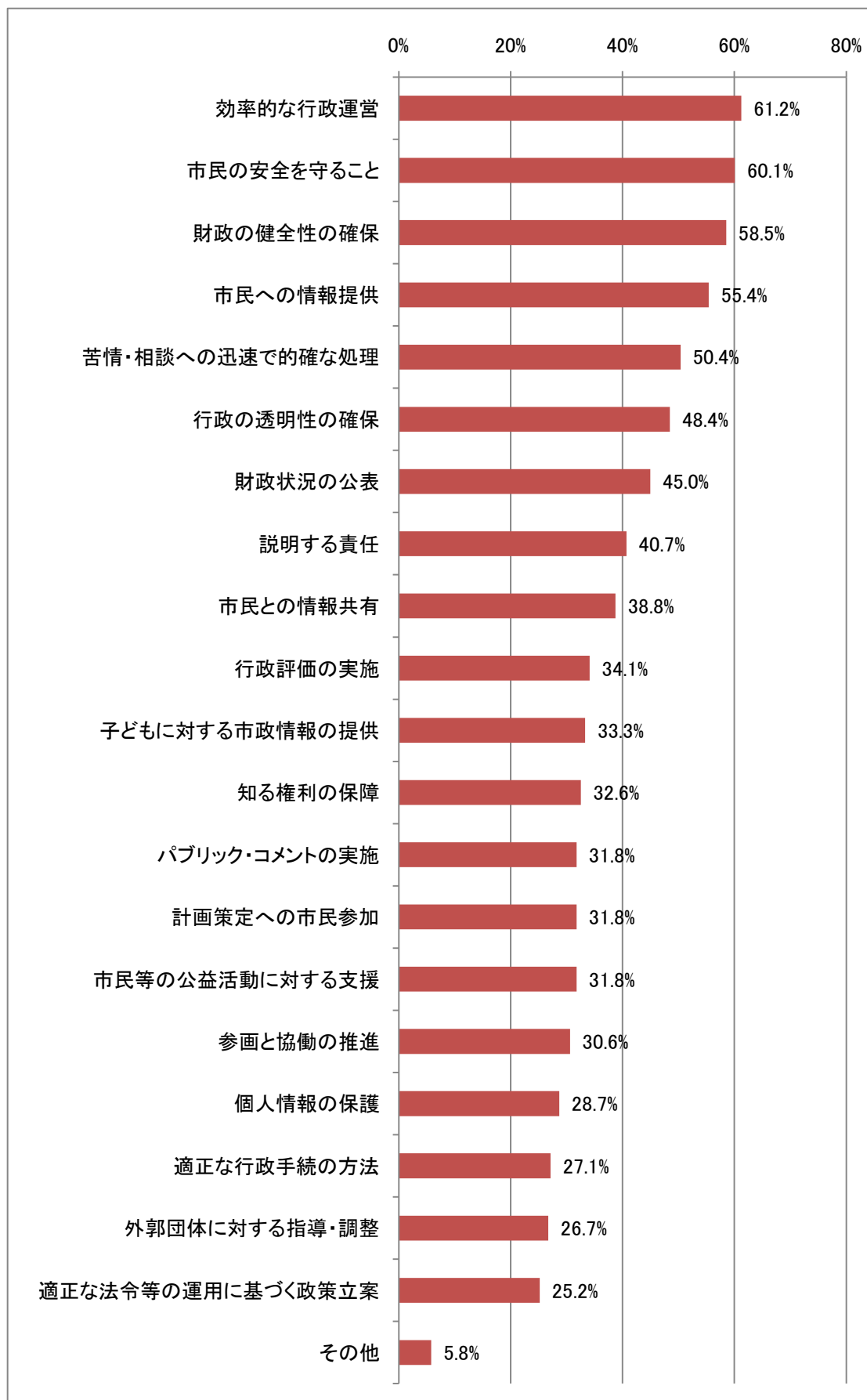
選択肢	件数
誠実かつ公正な職務の執行	174
全体の奉仕者としての自覚	154
職務に対する工夫や努力	150
市民と協働したまちづくりの推進	147
市民との信頼づくり	143
知識・技能の向上	105
憲法等の法令の遵守	96
その他	29
計	998



問5 市の責務・市政の運営に関してどんなことを規定する必要があると思いますか。

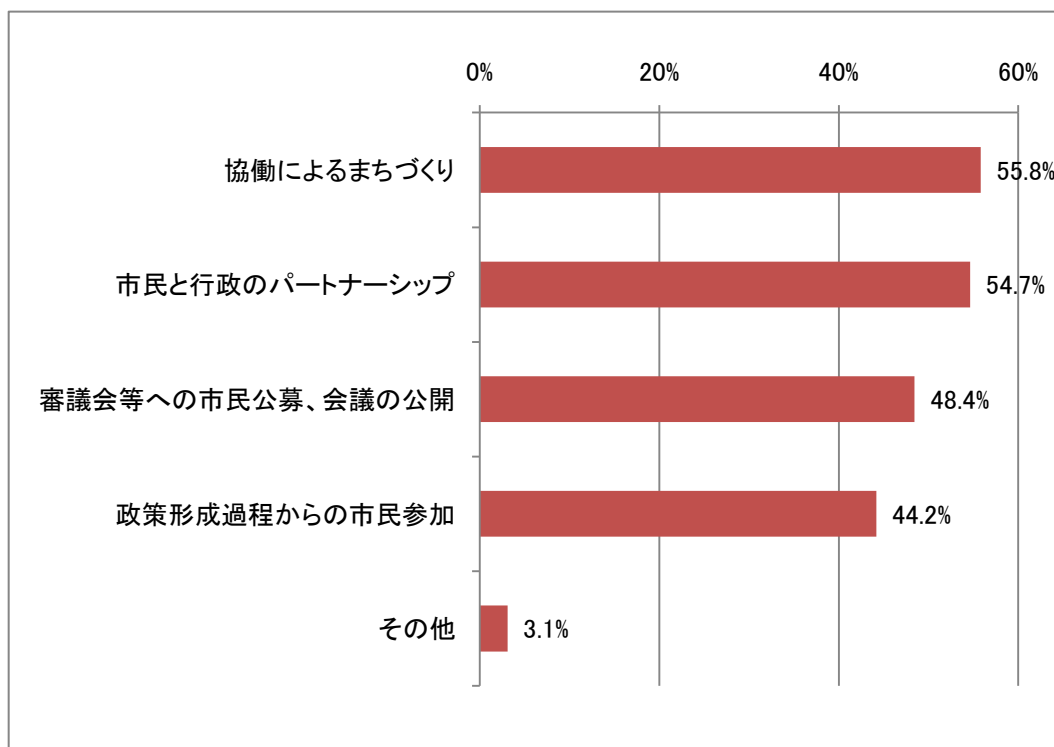
(複数回答)

選択肢	件数
効率的な行政運営	158
市民の安全を守ること	155
財政の健全性の確保	151
市民への情報提供	143
苦情・相談への迅速で的確な処理	130
行政の透明性の確保	125
財政状況の公表	116
説明する責任	105
市民との情報共有	100
行政評価の実施	88
子どもに対する市政情報の提供	86
知る権利の保障	84
パブリック・コメントの実施	82
計画策定への市民参加	82
市民等の公益活動に対する支援	82
参画と協働の推進	79
個人情報の保護	74
適正な行政手続の方法	70
外郭団体に対する指導・調整	69
適正な法令等の運用に基づく政策立案	65
その他	15
計	2,059



問6 市政等への参画や協働について、どんなことが必要だと思いますか。(複数回答)

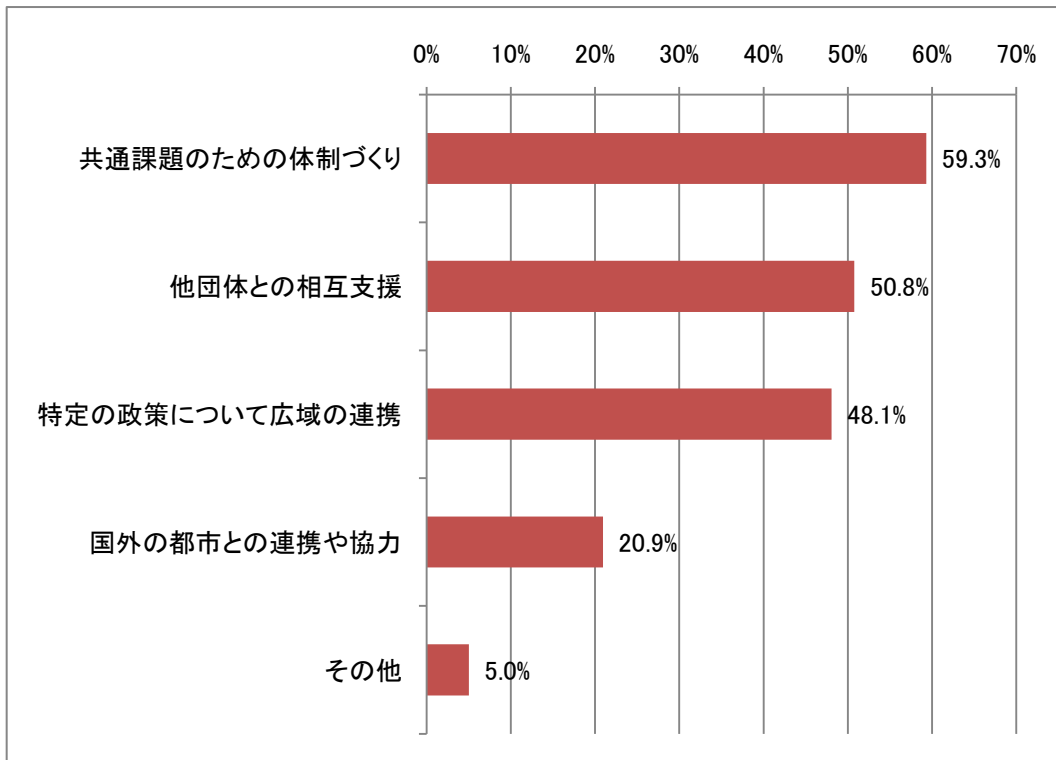
選択肢	件数
協働によるまちづくり	144
市民と行政のパートナーシップ	141
審議会等への市民公募、会議の公開	125
政策形成過程からの市民参加	114
その他	8
計	532



問7 国や県、他の市町村との連携等について、どんなことが必要だと思えますか。

(複数回答)

選択肢	件数
共通課題のための体制づくり	153
他団体との相互支援	131
特定の政策について広域の連携	124
国外の都市との連携や協力	54
その他	13
計	475



問8 その他自由意見

■ 自治基本条例に関するもの

回答	件数
言葉が難しく、内容が具体的でないため、理解しにくかった。もっと分かりやすくして欲しい。	6
条例の内容については、今さら何をと感じる。民間では当然のことである。	2
理念条例は美辞麗句が並べられる傾向がある。これは為政者の自己満足に陥ることが多い。実体規定のない条例は制定されてもあまり機能しないことが多いので、既存の法令との関係を検討しておかないと無意味となる。	1
制定ありきでのミーティングではなくまずは必要性を聴くのが筋ではないか。	1
特定団体のイデオロギーにとらわれず、市町村民全体のことを考え、十分に注意すべき。特に、市民と国民の定義に齟齬が生じないように留意していただきたい。住民投票は参政権ではないので、各自治体の判断に委ねられるが(憲法 15 条)外国人参政権への道を開くもので、権利付与は反対である。住民投票の結果に法的拘束力を持たせるようになれば、間接民主制の否定につながる(憲法 93 条)	1
市民は日本国民に限定すべき。外国人が市政に参加するのは明らかに憲法違反である。	1
大震災の教訓や先日の大阪の選挙などを見ても、地方自治の方向性が問われる時代である。姫路市でも早く条例を制定して欲しい。	1
自治基本条例の制定については、反対意見も散見されるが、まずは時限立法として制定し、その後見直しを行ったらよいと思う。	1
市民、特に弱者(子どもやお年寄りなど)を守る強固な規定が必要だと思う。	1
大人から子供まですべての人に平等な条例にして欲しい。	1
市民からの要望と、それに答えた事実をすべて公表することを規定すべきである。	1
ぜひ減税の項目を入れて欲しい。	1
家庭教育の事を入れて欲しい。子供(~6才まで)	1
基本条例の細則を作って、市中心部用、郊外用、農山村用を作って欲しい。	1
基本条例は有意義なことであると思う。期待している。	1
世界も日本も不景気であるなかで、コスト意識を持って、条例を制定して欲しい。	1
市民による市民のために条例とすべきである。	1
自治基本条例のボーダー、災害に対するものについてももう少し、詳しく教えて欲しい。	1
いずれの項目も今まで行ってきたことを、条例として文書化するものだと分かった。	1
計	25

■ その他の意見 87件